平成２２年（フ）第４４号
京都府福知山市字前田2331番地　府営小松ヶ丘団地１棟101号
債務者　柏原久美子（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
京都府福知山市桔梗が丘６―24　レオパレスＥＮＮ202号室、住民票上の住所京都府福知山市桔梗が丘３丁目45番地
債務者　水木　豊治
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１３５０号
堺市南区槇塚台３丁35番６号
債務者　堂瀬　光子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３５４号
堺市西区浜寺石津町東１丁２番32―804号
債務者　田邉　雅美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４１９号
大阪府富田林市美山台３番11―908号
債務者　北野　邦彦
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４３３号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番42―205号
債務者　門屋　憲夫
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５１号
堺市西区堀上緑町１丁７番61―106号、前住所堺市西区堀上緑町１丁８番64―406号
債務者　清水千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
北海道砂川市西３条北17丁目１番８―26号北光団地Ｆ棟26号室
債務者　高橋　宏明
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
北海道苫小牧市新明町４丁目18番２―403号
債務者　白坂　浩子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２６８号
北海道苫小牧市桜木町２丁目12番18号
債務者　北谷　　肇
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２６９号
北海道苫小牧市桜木町２丁目12番18号
債務者　北谷　順子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５７０号
岩手県二戸市石切所字台中平81番地　柴田貸家２号
債務者　奥谷美保子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６１５号
盛岡市津志田西１丁目25番10号　オリオールズ201号
債務者　山口香奈子（旧姓竹澤）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６１７号
岩手県花巻市尻平川３地割26番地１
債務者　高橋　美穂
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６２７号
盛岡市桜台１丁目14番３号
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子856番地39
債務者　伏春　芳子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７５号
埼玉県東松山市大字東平1326番地20
債務者　小田桐真美
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７７号
東京都足立区神明３―22―７　エムハイム103号室、住民票上の住所新潟県新発田市下中362番地13
債務者　畑田　正一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部